

◆活動の基本方針

- 学習活動と部活動の両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。
- 自分で考えて、自分で判断し行動できる自主自立の人間形成を図る。

◆指導体制の整備について

- 各顧問が年間活動計画並びに活動実績記録を作成し、管理職に提出する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 各部とも原則として、複数顧問制による指導体制を整える。
- 外部指導者の活用により、専門的な指導を生徒に提供するように努める。
- 部活動実施環境に気を配り、生徒の健康安全を優先し、事故防止のための活動内容を工夫する。

◆具体的な活動の進め方について

- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 部活動顧問会を設置し、定期的情報交換を行う。
- 生徒間のいじめやトラブル防止のため、顧問教諭・担任・養護教諭等の連携を図る。
- 心肺蘇生法やAED使用の研修に教職員全員が参加する。
- 効率的で効果的な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- 部活動費用を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行う等、適正な処理を実施する。
- 活動方針等については、全校集会やPTA総会、部活動保護者会等で生徒・保護者に説明し、理解を得ることとする。

◆適切な休養日等の設定について

- 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。
- 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- 原則として週2日以上程度（平日1日以上かつ土日いずれか1日以上）の休養日をつける。対外試合等のためこれを実施できない場合は、年間で100日程度の休養日を確保する。
- 長期休業中は、学期中の休養日に準じるとともに、連続する休養日を工夫する。